

議事の運営について（案）

1. 会議は、原則として公開する。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後 1 か月以内に作成し、公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
5. 会議の状況は、原則としてインターネット上でライブ中継を行う。
6. 会議の開催日程については、事前に経済産業省のホームページで公表する。
7. 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
8. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。